

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

(新設)

	担当課	砂防課	検索番号	1
法令名	砂防法	根拠条項	第8条	
不利益処分	原因行為者に対する砂防工事の施工及びその砂防設備の維持命令			
(根拠規定)				
<b>法第八条</b> 他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルトキハ都道府県知事ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナシムルコトヲ得				
愛媛県砂防指定地管理条例				
(監督処分)				
<b>第15条</b> 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は <u>工事その他の行為の中止、施設若しくは工作物の改築、移転若しくは除却、工事その他の行為若しくは施設若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状の回復を命ずることができる。</u>				
(1) 第3条の規定に違反した者				
(2) 第4条第1項の許可を受けないで、砂防指定地内において、同項各号のいずれかに該当する行為をした者				
(3) 第5条第1項の許可を受けないで砂防設備の占用をした者				
(4) 第8条第1項の許可を受けないで、砂防指定地内において、許可を受けている許可の内容と異なる第4条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者				
(5) 第8条第1項の許可を受けないで許可を受けている許可の内容と異なる砂防設備の占用をした者				
(6) 第4条第1項、第5条第1項又は第8条第1項の許可に付した条件に違反している者				
(7) 偽りその他不正な手段により第4条第1項、第5条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者				
2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。				
(1) 砂防工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。				
(2) 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。				
(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。				
(処分基準)				
行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付け河政発第52号建設省河川局長通知)				
六 不利益処分に係る処分基準の策定について				
2 砂防法の規定による処分に係る処分基準について				
(1) 第八条(原因行為者への工事施行命令)の処分基準について				

原因行為者への砂防工事又は砂防設備の維持(以下「砂防工事等」という。)の施行の命令は、他の工事、作業その他の行為が砂防工事を施行する必要性を生じさせた原因であることが明らかであり、かつ、その結果砂防工事等を要する場合において、当該原因行為者が砂防工事等を行うことが治水上砂防の支障を生じさせないときに、当該砂防工事等の施行を命じることができるものであること。

また、原因行為者に対する施行命令の範囲は、原則として当該砂防工事の必要性を生じさせた限度とすること。

なお、原因行為者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該原因行為者に当該砂防工事等を施行させることが治水上砂防の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該原因行為者に当該砂防工事等の施行を命じないこと。

(その他)